

# 兵庫働き方改革推進支援センター

(令和6年度 厚生労働省・兵庫労働局委託事業)

## からのお知らせ

建設業・トラック運送業に関わる皆さま

# 残業時間の上限規制がはじまりました 法改正への対応・助成金活用を 応援します

1 2024年4月1日から建設業・運送業で「残業時間の上限規制」がはじまりました。

建設業・  
情報サービス業では

- 残業時間の上限は原則として月45時間・年360時間で特別な事情がある場合でも、年720時間を限度とした労使協定が必要です。(休日労働を含みません)

運送業では

- 残業時間の上限は原則として月45時間・年360時間で特別な事情がある場合でも、年960時間を限度とした労使協定が必要です。(休日労働を含みません)
- 自動車運転者の改善基準告示が改正されました。

1年の拘束時間

原則: 3,300時間  
最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

原則: 284時間  
最大: 310時間

1日の拘束時間

13時間以内  
(上限15時間、14時間越えは週2回までが目安)

2 建設業・トラック運送業の助成金の活用を応援します。

上記の法令・告知等の遵守に向けて「働き方改革推進支援助成金(業種別課題対応コース)」をはじめ、「人材開発支援助成金」「人材確保等支援助成金」の受付が、4月1日から開始されました。助成対象や金額も拡充されています。助成金を活用して人材の育成や労働環境の改善をすすめましょう。

3 訪問支援サービスをご利用ください。(裏面に支援サービス申込用紙)

兵庫働き方改革推進支援センターは、厚生労働省・兵庫労働局の委託を受け、無料の企業訪問コンサルティングを行っています。助成金の活用や労務整備のために、訪問支援サービスをご利用下さい。

法改正についてのお問い合わせは

兵庫働き方改革推進支援センター

TEL フリーダイヤル 0120-79-1149

厚生労働省・兵庫労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
(厚生労働省・兵庫労働局委託事業)

Mail [hyogo-hatarakikata@lec.co.jp](mailto:hyogo-hatarakikata@lec.co.jp)



# 兵庫働き方改革推進支援センター 支援サービスをご利用ください



1 お気軽にお電話ください。 ●平日、9:00～17:00  
専門家が丁寧にお応えします。

「働き方改革」はじめ法改正への対応や  
求人・採用に向けた質問にお応えします。

☎0120-79-1149

2 専門家による  
訪問コンサルティングを  
実施しています。

オンライン相談の要望にも応じます。

令和5年度 県内700社がフル活用。

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1社原則3回まで無料。賃金規程の見直しなどの相談については、最大6回まで無料で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

● 勤怠管理や残業の削減についてアドバイスをを行います。

● 就業規則・賃金規程の見直し、36協定の締結を応援します。

● 助成金の活用を応援します。

秘密厳守  
最大6回まで  
無料

課題により最大6回まで利用可

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。

## 申し込み

訪問コンサルティングを利用される方は、下記URL・QRコードからお申し込みください。

※ご記入いただいた個人情報は「訪問支援サービス」にのみ使用いたします。

兵庫働き方改革推進支援センター

URL <https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hyogo/>

